

新型インフルエンザへの対応 2009年9月改訂

全日本私立幼稚園連合会 会長 吉田 敬岳
同 経営研究委員長 藤田喜一郎

2009年6月に「新型インフルエンザへの対応」として、当会のホームページに対応のポイント等を掲載いたしました。秋、冬の本格的な流行期を迎え、再度、設置者・園長として考えておくべき事項についてお伝えします。

対応ポイント1「自園の対策と保護者への周知」

今回の新型インフルエンザは、弱毒性といわれているものの、免疫を持っていないために感染が急速に広まります。そこで、あらかじめ「本園では、このように対応する」と定め、まずは教職員間で意識と理解を統一し、保護者にもその旨を十分に伝達しておく必要があります。

そのためには、すでに地震や火事、また不審者対策として「危機管理マニュアル」を策定してあると思いますが、そこに「パンデミック対策」を追加する事を勧めます。以下に記載いたしました「新型インフルエンザ対策」(案)は、現在流行している弱毒性の豚インフルエンザへの対応を元にしております。今後、発生が危惧されております、強毒性の鳥インフルエンザへの対応としては、十分なものではありません。今後、各機関から提供される情報を元に各園の状況に応じたマニュアルを各園で策定してください。

また、企業では、BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画/いかにして事業を継続させるか)が話題になっています。幼稚園においても、教員の欠勤だけでなく、通園バスの運転手、給食の調理員等の欠勤にも備えておくことも必要でしょう。

対応ポイント2「休園」

都道府県内で発症がありながら、教育委員会等からまだ休園の要請が出ていない場合でも、保護者の間から不安の声も出てくるでしょう。そのような場合は「自主(自由)登園」として、登園させる・させないは、保護者の判断に委ねる方法もあります。当然ながら公的機関から要請があれば、完全な休園に切り替えます。

現在、行政的には、公立幼稚園および保育園は市町村の管轄、私立幼稚園は都道府県の管轄となっていますが、今回の新型インフルエンザへの対応については、地域での情報の共有、休園等の対応が必要であると考えられます。すでに、市町村単位で、幼保公私一体となった情報の共有、市町村長からの公私幼保全園への休園を要請するシステムを構築されている市町村もあるそうです。

長期の休園となった場合には、職員への給与の支払い、保護者への保育料の返金等の問題も発生します。設置者・園長が独自に判断して休園とした場合と、自治体からの要望を受けて休園とした場合では、職員への給与の支払い義務、保育料の返金等についての対応等に違いが出てくるように思えます。各地域の実情に応じて、管轄を超えた対応を行政に要望することも必要でしょう。長期の休園を想定した「園則」や「就業規則」は、ほとんどの幼稚園ではないものと思われる。各園におかれましても、ご一考下さい。(就業規則に関しては、その他の法令や制度の変更を含め、改訂版を本年度中に示す予定です)

「新型インフルエンザ対策」（案）

発生前

情報の収集

- ・各種資料、研修会でパンデミック対策について理解を深める。

保護者への情報の提供

- ・予防（一般的な感染予防法、ワクチン等の接種について）
- ・食品の備蓄について
- ・疑いの生じた時の対処方法（保健所等の電話番号等）
- ・共稼ぎ世帯等は、休園となった場合について、各家庭で事前に考えておいてもらうことを周知する。

発生時の連絡体制等の確保

- ・連絡網の整備等、園児、職員の連絡体制を確認しておく。
- ・ホームページ（携帯・パソコン）の活用による情報の伝達。
- ・携帯メール等の一斉配信システムの導入の検討。
- ・電話、電気、水道、ガス、交通機関等のライフラインが止まった場合も想定する。

食料等の備蓄について

- ・園舎が震災等の地域の避難場所となる場合以外は、園としての食料の備蓄は必要ないであろうが、園児の健康安全を守るために、いたずらに不安をあおることがないように充分注意をはらいつつ、保護者へ正しい情報を提供することが必要であろう。（農林水産省による備蓄食料品リスト参照）

ワクチンの予防接種について

- ・年齢によって効果、副作用も異なるので、保護者から相談があった場合に情報が提供できるように、正確な情報を収集しておく。重篤な副作用のおそれも皆無ではない。

衛生管理の充実について

- ・保育室の換気を十分にする、あるいは空気清浄機等を設置する。
冬期は窓等を閉めきった室内で活動することが多くなるが、その場合は、プラズマクラスター等、ウィルス除去機能を有する空気清浄機の設置が有効であるといわれている。
「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」を活用し空気清浄機を設置する園もある。
- ・園児の手洗い、うがい等の励行、お手ふきタオル等の衛生管理。
- ・給食等の食品の安全、衛生管理の徹底。
- ・給食配膳時のマスクの着用、使い捨て手袋の着用等 十分な数量を確保することによって、パンデミック対策としてのマスク等の備蓄ともなる。

自園の保育への共通理解を高めておく

- ・発生時には、教職員が多数欠勤することが想定される。それに対応した職員配置がとれるように、普段から、保育内容、個々の園児について職員間の共通理解を高めておくことが大切である。

小動物の飼育等について

- ・園での飼育の意義、飼育する小動物の種類、衛生面への配慮について検討する。

長期休業への対策（休業期間が数ヶ月にわたる場合を想定）

- ・職員の給与等の財源の確保
- ・借入金の返済、業者への支払い資金の確保。

発生時の対応

各段階での対応（休園の周知等）

- ・近隣で発生している場合の対応。（情報の収集、保護者への情報の提供等）
- ・自園の園児に発生した場合、園児の家族に発生した場合（個人情報の管理、風評被害の防止）

- ・自園で感染が発生した場合、周知して感染の拡大を防ぐことは重要であるが、個人情報の保護にも充分配慮することが必要である。
- ・職員に発生した場合、職員の家族に発生した場合の対応を検討しておく。
- ・連絡網、携帯メール、自園ホームページ等での周知。
- ・園の自主的な判断による休園中における共稼ぎ世帯への預かり保育等の対応の可否の検討、関係機関から休園の要請が出た場合はその指示にしたがう。
- ・休園中の園児への電話連絡等による担任との定期的なコミュニケーションの確保。
- ・休園中の職員の出勤について 自転車、自家用車等、公共交通機関を利用しないで出勤できる職員のみ出勤するなど、妊娠中の教職員の出勤の免除など

監督官庁等への報告

- ・都道府県、保健所等の関係各機関への連絡。休日に発生した場合の連絡先等の確認。
- ・自園の園児、関係者に感染が発生した場合の連絡。
- ・休園中の園児の状況の把握と関係機関への報告。

災害にあわれた方（園児、保護者、職員）への対応

- ・報道機関へは、園長のみが窓口となって対応し、家族、その他の関係者の個人のプライバシーの保護のため、氏名等の詳細は言わない。
- ・感染症が強毒性の場合は、関係者が死亡するという場合もありうるので、その場合、連絡する保護者の範囲（学級、学年、全園児）、葬儀への参列の可否、慶弔規定の整備等。

終息後の幼稚園の再開

保育の再開

- ・職員の確保
- ・園舎の消毒

災害にあわれた方（園児、保護者、職員）への対応

- ・保護者への連絡（学級、学年、全園児）。葬儀への参列等。慶弔規定の整備等。

保育料の減額等

- ・休園により教育週数が39週を下回る時は、夏期、冬期、年度末等の長期休業期間に保育を行い、教育週数を確保する等の対応が必要となるであろう。
- ・長期の休園を行った場合は、保育料等の減額・返金等の必要が生じる場合も想定される。（園則等の規定の整備）
- ・休業期間中の教職員の給与について（減額等をする場合は就業規則、給与規程の整備）
私学共済の傷病手当金については、20%以上の給与の支給が条件となります。

参考資料

以下に記載いたしました周知文の例等は、今回の弱毒性の豚インフルエンザへの対応を念頭においておりますので、今後、発生が危惧されております、強毒性の鳥インフルエンザへの対応としては、十分なものではありません。今後、各機関から提供される情報を元に各園の状況に応じて対応してください。

周知文の例1（内容は各園の事情に合わせて変更してください。）

新型インフルエンザへの対応について

すでにニュース等でご存じのことと思いますが、新型インフルエンザが流行しています。従来の季節性インフルエンザの場合は、数日の休校・学級閉鎖でしたが、今回の新型インフルエンザの場合はその期間が、数週間となることが予想されます。共稼ぎ世帯等の方は、休園となった場合の対応について前もって準備し

ておいてください。

登園後に学級閉鎖、休園等が決定される場合もあります。その場合は、連絡網で連絡しますので、できるだけ速やかに幼稚園までお迎えにいらしてください。

幼稚園が一斉にお休みになった場合でも、幼稚園から保健所等に感染の状況を報告しなければなりません。新型インフルエンザへの感染がわかった場合、または、発熱等、新型インフルエンザへの感染が疑われて医療機関で受診されている場合等は、幼稚園へご連絡ください。

予防について

予防については、従来の季節性インフルエンザと同じです。うがい、手洗いを励行してください。できるだけ人混みへの外出を避けましょう。セキや発熱等の症状がある場合は、他人に感染させないようにマスク等を着用しましょう。ワクチン等の予防接種については、かかりつけの医師と相談してください。

感染が疑われる場合

症状が比較的軽く、自宅にある常備薬などで療養できる人は、少し様子を見てみるのもよいでしょうが、基礎疾患のある人など、感染することで重症化するリスクのある人はなるべく早めに医師に相談しましょう。また、もともと健康な人でも症状が長引いて悪化したり、次のような症状を認める場合はすぐに医療機関を受診してください。

小児は、呼吸が速い、息苦しそう ・ 顔色が悪い（土気色・青白い） ・ おう吐や下痢が続く ・ 落ち着きがない、遊ばない、反応が鈍いなど。

大人は、呼吸困難や息切れがある ・ 胸の痛みが続く ・ おう吐や下痢が続く ・ 3日以上発熱が続くなど。

医療機関での受診を希望する場合は、まず電話で受診しようとする医療機関に問い合わせてください。医療機関がわからない場合は、下記の保健所、相談センター等に問い合わせてください。医療機関で受診するときは、マスクを着用してください。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮します。

保健所 所在地 町 番地 電話 -

周知文の例2（食品等の備蓄について）

食品等の備蓄について

震災等に備える場合は、水道、ガス、電気等のライフラインが使えなくなると考えられるので、飲料水の確保およびローソク、カセットコンロ等、電気、ガスの代替品の用意も必要です。被災地以外からの救援物資等が到着するまでの1週間分程度が目安でしょう。

新型インフルエンザ等による感染が急拡大した場合、弱毒性の場合には、水道、ガス、電気等のライフラインは確保されると考えられるので、商店の休業、外出を控えることへの対策として、保存可能な食品を常時2週間分程度備蓄することが目安でしょう。

ただし、ウィルスが強毒性となり、パンデミック（世界的規模の爆発的感染）が長期にわたり発生した場

合には、ライフラインも停止することも考えられます。震災の場合には、被災地以外からの救援がある程度期待できますが、世界的規模のパンデミックが発生した場合には、外部からの救援は期待できません。震災、パンデミックの両方に対応できるように備えておくことが望ましいでしょう。

家族4人、2週間分（農林水産省による備蓄食料品リストによる）

主食

米（もち・無菌包装米飯を含めても可）……………少なくとも10kg
その他主食食品（うどん、そば、パスタ、シリアル類等）……………400g入り6袋
（中華麺、インスタント麺、パン等）……………16食

主菜・副菜

野菜類（玉ねぎ、じゃがいも、ごぼう、さつまいも等）……………各1~2kg
豆類（あずき、大豆等）……………適宜
卵……………10個
缶詰（魚介類、肉類）……………30缶
缶詰（野菜・きのこ類：コーン、トマト、たけのこ、マッシュルーム等）……………20缶
レトルト食品（カレー、パスタソース、ハンバーグ等）……………30食
冷凍食品（市販品の他、家庭で冷凍した魚介、肉、野菜、料理等を含む）…500g入り換算10袋
乾燥食品（切り干し大根、しいたけ、高野豆腐、ひじき、わかめ、こんぶ等）……………各2袋

汁物

スープ類（みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ等）……………12食

乳製品

乳製品（チーズ、ヨーグルト、スキムミルク等）……………各1~2箱

果物

缶詰（果物類：もも、みかん、パイナップル、みつ豆等）……………10缶

調味料その他

調味料（砂糖、塩、みそ、しょうゆ、食用油）……………1kgあるいは1
（酢、だしの素、コンソメ、バター等）……………適宜

嗜好飲料（緑茶、コーヒー、紅茶、ココア等）……………適宜

菓子類……………適宜

その他（ふりかけ、のり佃煮、ジャム、マーガリン、はちみつ等）……………適宜

上記のリストは、ライフラインが確保されることが前提になっています。万が一、ライフラインが停止した場合に備え、上記のリストに加え、飲料水、および乾パン等長期保存ができ、調理の必要のない食品の確保も必要でしょう。

保育料等免除・減額規定の例（内容は各園の事情に合わせて変更してください。）

（目的）

第1条 この規程は、幼稚園園則第 条の規程に基づき、保育料、入園金、入園申込金、教材費及び施設費（以下保育料等という）の減免に関し必要事項を定めることを目的とする。

(減免の種類)

第2条 保護者または園児が以下の項目に該当する場合は保育料等を減免する。

1 災害、保護者の死亡等

在園中の園児が、自然災害、火災、不慮の事故等で、主に収入を得ている保護者が死亡、または園児の住居に著しい損害を被った場合、園長の判断により、保育料、教材費及び施設費の全額または一部を免除することができる。

2 長期欠席

在園中の園児が、当該月において、教育日数以上欠席した場合、保育料等（施設費を除く）の合計額の 割を免除する。また、長期欠席の理由が園児本人の傷病等による場合は、減免額を保育料等の合計額の 割とする。但し、就園奨励費等の補助金の対象者については、減免額は保育料及び教材費の合計額から、就園奨励費等の補助金の合計額を引いた額を限度とする。

(この項の規定は1ヶ月の教育日数が 教育日数以下の月には適用しない。)

3 長期休園

災害等により、長期の学級閉鎖、休園となった場合は、その期間に応じて保育料等を減額する。休園期間が当該月において、教育日数以上休園した場合、保育料等（施設費を除く）の合計額の 割を減額する。但し、就園奨励費等の補助金の対象者については、減免額は保育料及び教材費の合計額から、就園奨励費等の補助金の合計額を引いた額を限度とする。(この項の規定は1ヶ月の教育日数が 教育日数以下の月には適用しない。)

4 子育て支援（兄弟姉妹等2人以上の同時入園の場合）

入園手続き時に当園に兄弟が在園している場合、あるいは、兄弟姉妹等が2人同時に入園する場合、入園金を半額にする。また、同一世帯から2人以上同時に在園する場合、2人目以降の園児の施設費を免除する。

5 入園辞退

新入園児が入園金納付後、転勤等の理由（辞令等の写しを提出）により入園式前日までに入園を辞退する場合は、入園金の半額を返金する。

辞退の理由が園児本人の死亡、または傷病（診断書を提出）による場合は入園金全額を返金する。

休業に関する就業規則の例（内容は各園の事情に合わせて変更してください。）

(病者の就業禁止)

第 条 次の各号のいずれかに該当する教職員については、その就業を禁止する。

1 病毒伝播の恐れのある感染症の疾病にかかった者

2 心臓、腎臓、肺等の疾病により、勤務によって病状が著しく増悪する恐れのある疾病にかかった者

3 前各号に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定める疾病にかかった者

4 前各号の他、感染症法等の法令に定める疾病にかかった者

前項の規定にかかわらず、当該教職員の心身の状況が業務に適しないと判断した場合、または当該教職員に対して、医師、及び自治体等の公の機関から、外出禁止、あるいは外出自粛の要請があった場合は、その就業を禁止することがある。

第1項、及び第2項の就業禁止の間は、無給（あるいは、給与月額の20%を支給するもの、等）とする。

（災害・伝染病による休園等）

第 条 次の各号のいずれかに該当する場合、教職員の全部あるいは一部を休業とする。

- 1 災害等により、当園の全部あるいは一部を休業とする場合
- 2 伝染病予防上の必要により、当園の全部あるいは一部を休業とする場合

前項による休業の間は、無給（あるいは、給与月額の20%を支給するもの、等）とする。